平成 29 年度(2017 年度) 第 3 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 29 年 12 月 20 日(水曜日) 午後 3 時 00 分 開会 午後 4 時 30 分 閉会

場 所 箕面市議会委員会室

出席した委員

会	長	増 田 昇	氏	委	員	神田	隆生	氏
委	員	木多 道宏	氏	委	員	楠	政則	氏
委	員	藤井 初雄	氏	委	員	中井	博幸	氏
委	員	松出 末生	氏	委	員	佐茂	仁士	氏
委	員	今木 晋一	氏	委	員	関谷	奈緒美	眂
委	員	内海 辰郷	氏	委	員	ドワイヤ	7- 宏子	代
盉	昌	屋上 克雅	F					

委員13名 出席

審議した案件とその結果

案件 1 北部大阪都市計画交通広場((仮称)新箕面駅北側交通広場)の変更について【付議】

賛成多数につき原案どおり議決

案件 2 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について【付議】 全員賛成につき原案どおり議決

案件3 北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について【諮問】 全員賛成につき原案どおり答申

事務局(庄子)

定刻になりましたので、ただいまから、 平成 29 年度第 3 回箕面市都市計画審議 会を始めさせていただきます。

はじめに、マイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますので、よろしくお願いいたします。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次に発言される

方がご自身の前の青いボタンを押していただきますと、先にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。なお、会議の進行をしていただきます議長のマイクは、常時つながった状態になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは増田会長、よろしくお願いい たします。

増田会長

皆さんこんにちは。これから第3回の 審議会を始めさせていただきたいと思い ます。平素から審議会の運営に対しまして、格段のご支援、ご協力を賜り、お礼申し上げます。

それでは、事務局より所定の報告をお 願いしたいと思います。

事務局(庄子)

定足数の確認について、ご報告いたします。

本日の出席委員は、委員 18 名中 12 名 でございます。過半数に達しております ことから、箕面市都市計画審議会設置条 例第 6 条第 2 項の規定により、会議は成 立いたすものでございます。

なお、土井委員、弘本委員、大越委員 より欠席する旨のご連絡がありました。 また、木多委員より遅れる旨のご連絡が ありましたことを併せてご報告申し上げ ます。以上でございます。

増田会長

はい、ありがとうございました。

若干少ないようですけれども成立しているということですので、進めさせていただきたいと思います。

本日は、お手元にございますように、 付議案件が2件、諮問案件が1件、ご審 議をいただく予定でございます。

審議は5時頃をめどに終了したいと考えておりますので、皆さま方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、案件 1「北部大阪都市計画 交通広場((仮称)新箕面駅北側交通広 場)の変更について」を議題といたしま す。これは付議案件でございます。

本案件につきまして、説明をよろしく お願いしたいと思います。

案件 1 北部大阪都市計画交通広場 ((仮称)新箕面駅北側交通広場)の変更について 【付議】

市(北急まちづくり推進室 上岡)

<案件説明>

増田会長

はい、ありがとうございました。ただいま、案件 1、北部大阪都市計画交通広場((仮称)新箕面駅北側交通広場)の変更についてご説明をいただきましたけれども、ご質問、あるいはご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

神田委員

議案書 1-8 ページのスライド 5 の整備 等手法のところに「南北の交通広場の目か、周辺施設の整備、さらに維持管理等 も含めて、PFI 事業で実施」ということが書かれていますけども、周辺施設のを 備という中身ですね、どういう施設を整 通広場以外に整備するのかというこの整 をれから民間収益施設についてはこのととと中に含まれているのか、そして PFI 事業になる を表験的に質面市が所有すること含むのか、この点についてご答弁いただきたい。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市(北急まちづくり推進室 岡本室長) 地域創造部北急まちづくり推進室の岡本と申します。よろしくお願いいたします。

増田会長

はい、いかがでしょうか。 はい、どうぞ。

神田委員

駅舎高架下民間収益施設はどうなんですか。含まれているんですか、含まれているんですか、含まれていないんですか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市(北急まちづくり推進室 岡本室長) 駅舎高架下民間施設は公共施設ではな く、民間収益事業として行なうものです ので、駅ビルと同じ仕組みで、公共事業 ではないですけれども、同じ PFI の仕組 みの中で高架下民間収益施設についても 使っていただく提案をもらう、というこ ととなります。

増田会長

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

神田委員

確認ですが、高架下の民間収益施設とロータリーの上の民間収益施設はいずれも最終的には、PFI事業を経て箕面市のものになるんじゃなくて、最初から民間のものだ、という理解でいいんですか。

市(北急まちづくり推進室 岡本室長) まず、北側交通広場の上の駅ビルは、 建てていただくことになりまして、民間 事業者のものになります。高架下の民間 収益施設につきましては、道路の占用で すので、その土地については市のもので、 あと、内装等は整備されますので、あく まで店舗の賃貸のような形を考えていた だければ、と思います。

神田委員

店舗は民間のものなんですか、市のものなんですか。

市(北急まちづくり推進室 岡本室長) 民間が市から借りて運営することになります。

増田会長

店舗の所有者は誰になるんですか。 市(北急まちづくり推進室 岡本室長) 店舗の所有者は民間事業者になります。 増田会長

はい、よろしいでしょうか。 はい、他いかがでしょうか、よろし

はい、他いかがでしょうか。よろしい でしょうか。

これも何回かご説明をいただき、地元でも丁寧に説明会をしてきていただいたということでございます。

他にご意見、ご質問等、ございません でしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは、だいたい意見も出つくしたと思いますので、お諮りしたいと思います。

案件 1、北部大阪都市計画交通広場 ((仮称)新箕面駅北側交通広場)の変 更について、付議案件が妥当と判断し...、

<「会長」と呼ぶ声あり>

増田会長

はい、ちょっと待ってください。 原案どおり議決してよろしいでしょう か、というところで意見があるというこ とですね。

はい、どうぞ。

神田委員

一昨年の12月の交通広場の都市計画 決定のときにも申し上げましたけれども、 北大阪急行延伸の箕面市の負担があまり にも大きい、事業者の負担があまりにも 小さいということで、反対の立場を表明 してきましたが、この件についてもその 点を踏まえて賛成しがたいということを 申し上げておきたいと思います。

増田会長

はい、わかりました。

異議ありのご発言がございましたので、 採決に移らせていただきたいと思います。

付議案件が妥当と判断し、原案どおり 議決してよろしいでしょうか。賛成のか たは挙手をお願いしたいと思います。

< 挙手多数 >

増田会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの案件、賛成多数により、本審議会に付議されました(仮称)新箕面駅北側交通広場の変更につきましては、原案どおり議決いたしました。ありがとうございました。必要な手続きを進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして案件 2、これも 付議案件でございますけれども、北部大 阪都市計画生産緑地地区の変更について、 市より説明をお願いしたいと思います。

案件 2 北部大阪都市計画生産緑地地区 の変更について 【付議】

市(公園緑地室 鯰江)

<案件説明>

増田会長

はい、ただいま、案件 2、北部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明をいただきましたけれども、ご意見、あるいはご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

<意見なし>

増田会長

それでは、ご意見、ご質問等がないということでございますので、案件2の採決に入りたいと思います。

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更 について、付議案件が妥当と判断し、原 案どおり議決してよろしいでしょうか。

<全員異議なし>

増田会長

はい、異議なしの声でございます。ありがとうございます。本件は異議がないようでございますので、本審議会に付議

されました北部大阪都市計画生産緑地地 区の変更につきましては、原案どおり議 決されたものといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、案件としては最後でございます。案件3、北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について、これは諮問案件でございますけれども、ご説明をお願いしたいと思います。

案件3 北部大阪都市計画住宅市街地の 開発整備の方針の変更について 【諮問】

市(まちづくり政策室 庄子)

<案件説明>

増田会長

はい、ありがとうございました。案件 3、北部大阪都市計画住宅市街地の開発 整備の方針の変更について、ご説明をい ただきました。

ただいまの案件に関しまして、ご質問、 あるいはご意見等ございますでしょうか。 いかがでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

神田委員

議案書 3-10 ページの 2、見直しのポ イントのところで確認しておきたいんで すが、小野原西地区は区画整理事業が完 了して、住宅もほぼ張り付いて削除する ということだと思うんですが、国際文化 公園都市地区については、西部地域はか なり住宅が張り付いてきたけれど、中部 地域は物流の街になって住宅は建ってい ない、東部地域は区画整理事業を進めな いということで、茨木市の中部、東部地 域を計画面積から削除するということだ と思うんです。水と緑の健康都市につい ては、現在、区画整理事業で第3区域の 造成が進められて、ここも物流のまちに なって住宅は建てないという地区計画を 都市計画で決定しましたし、同時に第2 区域で南側を山林で残すという方針変更 がありましたけれども、区画整理事業の計画としてはまだ計画変更されていないということで、今回は修正なしということになっていると思うんですが、そういう理解で良いんでしょうか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。 はい、どうぞ。

市(まちづくり政策室 松政室長) みどりまちづくり部まちづくり政策室 の松政です。よろしくお願いします。

まず、今回の方針なんですが、3-8ページ、上のスライドにありますとおり、そもそもこの方針自体が、大阪府の住生活基本計画に沿うようにしなければならないということが基本にあります。この住生活基本計画で、神田委員がおっしゃったように、彩都については東部、中部は既に区域から外されているということを受けて、今回、方針もそれに合わせたということです。

なぜ住生活基本計画で東部と中部が外れたかというと、神田委員がおっしては住宅というよりは業務系の地区ということで、実際今、物流施設とか研究施設が8割地区というが設定されるというは、UR都市機構が区画整理事業区域から外しておりますので、原部を外してはということで、京都を外しては基本計画で彩都区画を外しては、ということであります。

増田会長

よろしいでしょうか。

他いかがでしょうか。ございませんで しょうか。

それでは、意見も出つくしたと思いますので、案件3の採決に移りたいと思います。

北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について、諮問原案が妥

当と判断し、これを答申の基本的な内容 とすることにご異議ございませんでしょ うか。

<全員異議なし>

増田会長

はい、ありがとうございます。異議がないようでございますので、本審議会といたしましては、諮問原案を妥当とした内容を答申とすることといたします。どうもありがとうございました。

案件審議は2件の付議、1件の諮問を 終わりました。次第に3の「その他」が ございます。事務局の方、何かございま すでしょうか。いかがでしょうか。

市(公園緑地室 西山室長)

みどりまちづくり部公園緑地室の西山 と申します。よろしくお願いします。

1点、ご報告をさせていただきたいと 思います。

資料(別冊)の2ページです。今年度の6月に生産緑地法が一部改正されました。その中で生産緑地地区の指定要件が若干変更になっています。

大きく2点ございまして、従来、面積が一団で500㎡以上の農地であることという面積規定があったんですが、今回改正がありまして、市で条例を定めれば、300㎡まで引き下げることができるよりはなりました。これにより小規模な農地も指定ができ、また、道づれ解除、500㎡を切ってしまうと自動的に生産緑地が解除されてしまう事例がございましたけれども、そういったものの下限を下げることが可能になりました。

これを受けまして、現在、本市では市の条例で300㎡まで下限を引き下げることを検討しておりまして、3月の市議会で提案させていただきたいと思っております。これが1点です。

2点目は、6ページの生産緑地地区の 区域の変更の資料の中で、都市計画運用 指針で一団要件の緩和に関する考え方が 追記されました。従来の考え方に加えて、 ただし書きで「同一の街区又は隣接する 街区に存在する複数の農地等が、一体と して緑地機能を果たす場合には、物理的 に一体性を有していない場合であっても、 一団の農地等として生産緑地地区として 定めることが可能である。ただし個々の 農地はそれぞれ 100 ㎡以上」と追記され ました。従来、こうした記載がなかった んですが、これまで6m程度の道路が介 在する農地までは一団として認められて いたところ、さらにもう少し広い範囲で 一団として生産緑地地区を指定しても良 いよと、ただしひとつの農地の面積は 100 ㎡以上でないといけないというよう な運用指針の改定がございました。

繰り返しになりますが、面積要件の引き下げと運用指針の緩和の2点を受けて、 箕面市も3月に条例を制定させていただきたい。また、この運用指針に沿った形で都市に残る貴重な緑の空間、生産緑地を保全していきたいと考えておりますので、この場をお借りしましてご報告させていただきます。

増田会長

はい、今、生産緑地法の一部改正についてご説明いただきましたけれども、何かご意見とかご質問ございますでしょうか。

はい、神田委員どうぞ。

神田委員

生産緑地の括りの中で、一団の農地が300㎡以上なら物理的にくっついてなくても一団の農地として生産緑地を認めていくということなのに、個々の農地は100㎡以上ないとだめですよというのはおかしいのではないかと思うんですが、その辺はどういうふうに理解すれば良いんでしょうか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市(公園緑地室 西山室長)

基本的に保全していこうという前提で この改正がされてまして、ただ一方で極 端に面積が小さい農地まで救済したとして、そこの農地が継続していけるかというような現実的なところも踏まえて、国の判断ですが 100 ㎡以上という一定の線を引いています。極端な話、例えば 10 ㎡の農地でも良いのか、となってくると、農地の継続性などの観点から一定の面積が必要ではないかということで、国の方から聞いております。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。 はい、神田委員どうぞ。

神田委員

税制改正の中で、生産緑地の扱いが焦 点のひとつになってますが、相続で納税 猶予を受ける際には自ら耕作しなければいるというがあったのを、いるかしている方向が出ている方向が出ているが出るという方向が出るようにはあるようにとを考えていけば、100㎡をよりではないが、100㎡の制度なんではというではないん。国の制度なんでこですが、100㎡の制度なんでこですが、100㎡の制度なんでここですが、100㎡の制度なんでによりとして申し上げておきたいと思います。

増田会長

はい、補足ですけれども、今、生産緑 地法は色んな意味で改正が進んでおりま す。特に、ご指摘のあった納税の仕組み について、生産緑地がそろそろ営農義務 のある30年を迎えますので、それに対 してどういう形で農地課税を継続するの かということを今、国の方で審議されて おります。それと、農地を農地として誰 かに貸す場合に対する相続税の納税猶予 制度も審議中で、まだ決着がついていな い状態です。税制の決着がついた段階で ここでご説明いただければと思います。 都市農業振興基本法が出て、さらにその 基本計画が出て、ある意味、今まで農地 が宅地予備地的な扱いをされてきたもの が、都市の環境上、あって然るべき用地 であるという位置づけになっております ので、その辺りについては早めに農地所 有者の方々にも説明をしないといけない と思いますので、ここでご説明をいただ ければと思います。

他、いかがでしょうか。 はい、松出委員どうぞ。 松出委員

1点だけ、面積要件が変わったということと、一団のみなしが変わったということなんですが、これによって生産緑地になるべき農地が随分増えると思います。今までは面積要件若しくは一団の要件で生産緑地から外れていた農地が今回、要件に入ってくるというものは、追加で生産緑地の指定が可能なんでしょうか。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市(公園緑地室 西山室長)

新しく300 ㎡から生産緑地地区の追加が可能になりました。それを受けて条例を制定し、なるべく早い段階で追加指定の募集をしていきたいと考えています。

今年度、8月に小規模な農地の所有者に向けて、農地の継続意向などのアンケートをとって実現性等について調査をさせていただいているところです。

増田会長

はい、よろしいでしょうか。 はい、ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

500 mの一団の中で一部の生産緑地が解除されたことで他の生産緑地が道づれで解除されてしまうことを避けるために、市が条例で300 mまで引き下げられる体制を国がつくったということと、一団の見方を緩めて、極力、生産緑地を残せる方向にしたということです。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。これは その他案件でございますので、国の方で 決着がついたら、順次ご報告をいただく ということで、よろしくお願いしたいと 思います。 今日、予定しておりました案件に関しましては、すべて終わったかと思います。 ご協力いただきまして、ありがとうございました。

これで、今年度の第3回箕面市都市計 画審議会を終了したいと思います。

ありがとうございました。